

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年7月22日)

【件名】

- とっとりの未来を語る若者ミーティングの開催結果について
(子育て王国課)・・・2
- 令和7年度第1回子育て王国とっとり会議の開催結果について
(子育て王国課)・・・3
- 令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について
(子ども発達支援課)・・・4
- 米子児童相談所一時保護所の給食調理における異物混入について
(西部総合事務所県民福祉局)・・・5
- 米子市内の認定こども園の再開及び指導事項の改善の確認について
(西部総合事務所県民福祉局)・・・7

子ども家庭部

とっどりの未来を語る若者ミーティングの開催結果について

令和7年7月22日
子育て王国課

今の若者が自身の結婚観や家族形成についてどのように考えているか、その率直な思い・意見を聴取するため、「令和の改新」プロジェクトチーム（若者・女性に魅力ある地域づくりPT）（以下「庁内PT」という。）を母体とする「とっどりの未来を語る若者ミーティング」を開催しましたので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 6月29日（日）午前10時から正午まで
- (2) 場 所 S ANDBOX 2階コラボレーションスペース（鳥取市浜坂 1390-224）
- (3) 出席者 とっどり若者活躍局メンバー、話彩や（はなさいや）チームメンバー、「令和の改新」プロジェクトチーム（若者・女性に魅力ある地域づくりPT）構成所属職員 など10～30代の未婚・既婚男女計12名

2 主な議事概要

【参加者からの意見（抜粋）】

○結婚について

- ・結婚することで自分の成長につながると思う。（30代・男性・未婚）
- ・相手と生活するリズムが違うため、結婚しづらい。（30代・男性・未婚）
- ・バイトなどの関わりで、上手くいっていない夫婦を見てきているので、結婚や子育てにあまりよいイメージがない。（20代・女性・未婚）
- ・結婚したが、今は夫婦で共通の趣味がない。マッチングアプリなどで出会ったら共通の趣味があるのかもしれない。（20代・女性・既婚）
- ・結婚しない場合、周りに迷惑をかけないように、できるだけ健康でいたい。（20代・女性・未婚）
- ・結婚にこだわらず、結婚と違う形でパートナーと共に歩む手もあると思う。（10代・女性・未婚）
- ・結婚詐欺などの事件も起きているので怖い。安全な出会いというのは難しいと思う。（20代・女性・未婚）
- ・コミュニティが近すぎる相手だと、噂が立ってしまうこともあるので、異なるコミュニティの人と出会いたい。（20代・男性・未婚）

○子育てについて

- ・子どもがいることで、人生が楽しく豊かになるのではないか。（20代・男性・未婚）
- ・子どものことを幸せにしてあげる自信がない。（20代・女性・未婚）
- ・自分の時間が無くなってしまうのではないか。（20代・女性・未婚）
- ・仕事によっては夫婦間の家庭の負担割合が平等ではないので、配偶者との関係性の維持が難しくそう。（10代・女性・未婚）
- ・子育て世帯には支援制度について周知があるが、それ以外の人にはあまり伝わっていない。事前に支援制度をよく知りたい。（30代・男性・未婚）
- ・ベビーシッターや一時預かりをもう少し気軽に使えるようになってほしい。（30代・男性・未婚）
- ・産休や育休を取ることに職場の理解、後ろめたさがなくなるとよい。（30代・女性・既婚）
- ・家事・育児の分担について、夫は対外的にはやっているように見せるが、実際は家で何もやっていない。きちんと分担してほしい。（30代・女性・既婚）
- ・今までライフプランを考えるという概念がなかったから、自分が結婚や出産をいつするのかイメージがなく、どうすればよいか分からない。（20代・女性・未婚）

【参加者によるまとめ】

- ・結婚しない自由もある
- ・収入や住居のリアルな理想と課題認識がつながると良いのでは
- ・出会いの少なさは課題
- ・子育てのリアリティから良い部分を見つけられるとよい
- ・ワークライフバランスが大事



3 今後の予定

ヒアリング結果は、子育て王国とっどり会議や庁内PTに共有し、今後の少子化対策（結婚・出会い支援、子育て支援、仕事と子育ての両立支援等）の検討、令和7年中に改訂される鳥取県人口ビジョン策定などに活用予定。

令和7年度第1回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和7年7月22日
子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、第1回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和7年6月30日（月）午後1時から午後2時30分まで
- (2) 場所 県庁 特別会議室
- (3) 出席者 鈴木慎一郎会長（鳥取大学教授）ほか委員20名

2 議事概要

(1) シン・子育て王国とっとり計画の改訂に係る審議

「シン・子育て王国とっとり計画」について、令和6年度第3回子育て王国とっとり会議（令和7年3月10日開催）および第3回鳥取県青少年問題協議会（書面開催）での委員の意見を踏まえた改訂案について、意見を伺った。

【主な意見】

- ・県が開催する会議等の参加学生は、鳥取大学や鳥取環境大学の学生が中心で、その他の高等教育機関の参加がない。何らかの形で、その他の高等教育機関の学生が意見表明する機会を確保し、施策に反映するなどして欲しい。

(2) 令和6年出生数と合計特殊出生率（概数）を受けての対策検討に係る審議

「令和6年出生数及び合計特殊出生率」の結果（6月4日公表）及び「令和7年度鳥取県における少子化対策等に関するアンケート結果」を受けて、今後の少子化対策の方向性や施策のアイデアについて意見を伺った。

【主な意見】

- ・若い人たちは結婚の前に就職が大きいネックになっているため、県内就職について大学と連携してもっとアピールした方が良い。
- ・不妊治療は精神的なダメージが一番大きいと聞く。不妊治療に対しての周囲のサポートや、若いうちから自分の体や不妊治療に対する理解度を上げていく必要があると感じる。
- ・若いうちから自分のライフプランを考えていく機会を増やしていく必要がある。
- ・プレコンセプションケアに関して、若い世代の方に前もって情報や知識、身体の状況などを知ってもらうことは大切なので、ぜひ積極的に取り組んでほしい。
- ・若者世代が少子化について当事者意識や危機感が無いように感じる。学校教育の中で、人口減少や、福祉の負担など社会構造について深く考える機会がもっとあればと思う。
- ・周りでも、若い年齢で結婚をして子どもも沢山ほしいがせつかく大学を出させてもらったから働かなければ、とか、大学でいい人に出会っても地元に戻らなきゃいけないなどの声を聞いたことがある。
- ・えんトリーの入会手続きをオンラインで完結できれば、入会する人が増えるのではないかな。
- ・若い人は自然に出会える場を求めている。

(3) 報告事項

第1回子育て支援情報発信方法検討部会開催結果、子育て応援パスポートの交付対象者拡大検討、鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例等について報告した。

【主な意見】

- ・県の情報発信は、出会いや若者のライフプランなども含めると範囲が広すぎる。情報発信が、「誰の何のために、何をやる」という視点を整理していくほうがよい。
- ・子育て応援パスポートについて、市町村窓口に行くことが交付要件の場合、平日に働いている人は難しいので、代理で受け取れる方法も検討してほしい。

3 今後の予定

今回いただいた意見は、令和の改新プロジェクトチームに共有するほか、令和8年度予算要求への反映を検討する。第2回子育て王国とっとり会議は10月頃に開催予定。

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

令和7年7月22日
子ども発達支援課

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故を検証する医療事故調査委員会について、第1回委員会を次のとおり開催しましたので、その概要について報告します。

- 1 日時 令和7年7月4日（金） 午後7時から午後8時40分まで
- 2 場所 県立総合療育センター（米子市上福原7丁目13-3）
- 3 出席者 県立総合療育センター医療事故調査委員会（全員出席）
 - 外部委員 大澤 晋委員（岡山大学病院医療安全管理部准教授）
 - 松岡真弓委員（鳥取県看護協会教育部次長）
 - 浜田真樹委員（弁護士、日弁連子ども権利委員会事務局長）
 - 内部委員 佐竹隆宏委員（医務部部长）、足立裕季子委員（看護部部长）事務局
子ども家庭部 中西朱実部長、柴田智幸子ども発達支援課長
総合療育センター 小枝達也院長、住友正人事務部長

4 議事概要

（議題1）委員長の選任について

- ・互選により、大澤晋委員が委員長に選出された。

（議題2）会議及び会議結果の公開、非公開について

- ・議題3に個人情報が含まれるため、議題3以降の会議は非公開とすることを決定した。

（議題3）令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

- ・事務局から資料に基づき説明後、質疑応答及び意見交換を行った。
- ・委員長から、次回以降、各論点を整理して検証していく旨の方針が示された。

【委員からの主な意見】

○本事案の概要等について

- ・児童の発言に基づいて、医療従事者が対応内容を決定している場面（頭は打っていないという児童の発言に基づき、頭部のCTを撮影しない。傍にいないで大丈夫という発言に基づき、付き添わない。など）があるが、医療従事者として問題なかったのか。
- ・当初「明らかな骨折なし」としていたが、CT画像を3D変換した画像を確認した結果、骨折が疑われる像が見ついている。診断上の見落としがなかったのか検討が必要である。
- ・SpO₂（血中酸素飽和度）等のモニターだけでなく、心電図モニターを装着するという判断はしなかったのか。
- ・病院や児童福祉施設として求められる看護師の配置基準の充足状況や勤務体系等に関する客観的データを示してほしい。
- ・保護者への連絡先や連絡のタイミングが適切だったのか、職員に連絡先等がどの程度周知されていたのか検討が必要である。

○看護職員へのヒアリング調査の実施について

- ・別途、看護職員（40人程度）を対象にしたアンケートを予定しているからかもしれないが、ヒアリング対象者数の設定（10人程度）が適切かどうか、統計学的な観点も含めた検討が必要である。
- ・個人の責任を追及するものではないという委員会の目的を踏まえて、ヒアリング項目を検討する必要がある。
- ・事故当日、看護部長が事故に関係した看護職員に対するヒアリングを実施していることから、今回のヒアリングは、その結果を踏まえて実施する必要がある。

○看護職員へのアンケート調査の実施について

- ・マニュアルがあったとしても、理解と納得がなければ職員の行動変容につながらないことから、マニュアルの形骸化等の状況についても、アンケート項目に入れることが必要である。
- ・アンケートは、匿名を希望しない職員もいるかもしれないので、希望に応じた対応ができるよう見直しが必要である。

（その他）

- ・次回は、8月13日（水）午後1時30分から開催することを決定した。

米子児童相談所一時保護所の給食調理における異物混入について

令和7年7月22日
西部総合事務所県民福祉局

米子児童相談所の一時保護所において、入所児童等に提供している給食（6月29日の昼食）に異物が混入した事案が発生したため、その概要、原因、再発防止策等を報告します。

1 概要

(1)発生日時	令和7年6月29日(日) 正午ごろ
(2)場所	鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所内の一時保護所
(3)異物が混入したメニュー	味噌汁（具材：大根、油揚げ）
(4)異物	白いプラスチック片（長さ：7ミリメートル程度）
(5)混入に気づいた者	米子児童相談所職員
(6)当日給食を食べた者	児童3名（いずれも中学生）、職員3名 ・異物を口にしたのは職員1名のみ。
(7)給食を食べた者の体調等	発生当日に確認したところ健康被害は確認されておらず、それ以降も同様
(8)給食の調理の概要	・調理業務は民間事業者にて委託しており、調理は全て委託先の職員が行っている。 ・主菜は委託先の事業所で調理を行い、温め・盛り付けを児童相談所内の調理室で委託先の調理員が実施する。 ・米飯は児童相談所内の調理室で委託先の調理員が炊飯する。 ・味噌汁は、具材のカットを委託先の事業所で実施し、みそ汁の最終調理は児童相談所内の調理室で委託先の調理員が実施する。

2 原因

- ・委託事業者の調理員が、みそ汁の具材（大根）の千切りを委託先事業所で行った際に、千切りに使用した調理器具であるスライサーの指ガード（プラスチック製）が刃に触れて削れ、大根の千切りに混入した。（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター食品開発研究所で当該指ガードと混入したプラスチック片の分析を行い、合致することが確認されたもの。）
- ・調理員は、千切りの大根の状態や異物の有無を目視で確認をしたが、大根と破片の両方が白色であったため、異物を見逃してしまった。
- ・異物が混入した大根の千切りを使用してみそ汁の最終調理を行ったが、その際にも異物の混入に気づかなかった。

3 謝罪等の対応

- ・発生後ただちに米子児童相談所の担当課長が児童に謝罪をするるとともに、保護者にも電話で謝罪を行った。また、原因が判明した際にも同様に説明及び謝罪を行った。

4 再発防止策等について

(1) 調理工程等における対策（委託先）

- ・指ガードと刃が接触しないように使用するなど、スライサーの使い方を改めるほか、使用した調理器具の使用の前後に記録をつけるとともに、破損・劣化した調理器具の使用の可否について組織的に判断を行う。

(2) 施設面での対策（児相、委託先）

- ・食品関係の許認可庁である米子保健所の指導に基づき、調理室等で異物が混入しないように、同室内の不要なものの撤去など再度の点検を実施。以後継続的に点検を実施する。

(3) 人的な面での対策（児相、委託先）

- ・調理委託業者に対して、食品の安全管理等についての社員教育の徹底を依頼した。また、児童相談所職員についても同様に研修等を実施する。

異物



スライサー固定具



スライサー



米子市内の認定こども園の再開及び指導事項の改善の確認について

令和7年7月22日
西部総合事務所県民福祉局

令和6年4月19日開催の本常任委員会で施設内虐待等の不適切な事象について報告した米子市内の認定こども園について、園の名称や法人の名称、代表者を変更の上、8月1日から再開する届出が提出されました。再開にあたり、令和6年3月に提出された改善報告の実効性について令和7年6月18日・20日及び7月14日に再度現地調査等を行い、いずれも改善されていることを確認しましたので報告します。

1 施設概要

(当時) ※令和6年4月1日から休止中

園名(所在地)	種別	開設者	園児数 <R6.3.1> (定員)	職員数	設置 年月日
米子ナーサリー・スクール (米子市新開7-3-27)	認定こども園	合同会社TheEduceLLC (本社:米子市)	29名 (38名)	12名	H31.3.29

(再開) ※令和7年8月1日から

園名(所在地)	種別	開設者	園児数 <R7.8.1> (定員)	職員数	再開 年月日
新開こども園 (米子市新開7-3-27)	認定こども園	合同会社かけはし (本社:米子市)	3名 (20名)	15名	R7.8.1

※園児数は予定

2 再開にあたり確認した事項

令和6年3月に文書により施設内虐待、職員間のハラスメント等について改善指導を行い、改善報告が提出されたが、その直後の休止のため現地確認等に至らなかった点について、更なる確認を行い、指摘された事項についてはいずれも改善されていることを確認した。

<今回実施した現地調査等の結果>

- 当時虐待を行った職員が園に立ち入ることができないようドアチェーンと入口の鍵を交換。
- 虐待及びハラスメントを行った職員は解職済み。
- 子ども達が安全に保育を受けることができるよう、外部からの侵入者については、安全管理マニュアル等に従って対応するとともに、新たに不審者対応マニュアルを策定し、外部からの侵入者だけでなく、園外や近隣に不審者が出現した場合の対応についても規定。
- 園長と管理者をそれぞれ設け、園長が保育職員と園児を守り、管理者が不審者対応をするなどの役割分担を行い、園児が園での生活を普段通りに楽しむことができる対策が取られている。

3 再開する認定こども園について

- ・児童の安全面を考慮し、園名や開設者(法人名・代表者名)、職員も一新し、上記のとおり再開する。再開に当たっては、県(子育て王国課、西部総合事務所県民福祉局)、米子市において書面及び現地確認を実施済み。

4 今後の県の対応

- ・認定こども園再開後は、毎年実施している児童福祉行政指導監査において、園児の健全育成を保障するための最低基準等を検査し、最低基準が維持されていない場合には、その事項について改善を求め指摘を行っていく。

(参考) 事案の概要(令和6年3月5日、4月19日の常任委員会での報告内容(抜粋))

当時の認定こども園について施設内虐待の通報があり、同園に対して児童福祉法に基づく特別指導監査を実施し、特定の園児に対して威嚇と判断されるような発言等を行っていること等が確認された。園児に対する心理的虐待と判断されたため、不適切な事象に対して文書による改善指導を行い、改善策等が提出されていた。

同園は令和6年4月1日から休園していたが、再開する場合は改善策の実効性を確認するため、現地調査、指導を行うこととしていたもの。

○文書指摘の内容と改善策等（当時）

文書指導の概要	園から提出された改善策等の概要
<p>(1)施設内虐待の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内で発生した園児に対する心理的虐待について即時に施設内虐待が行われない措置を講ずること。 ・更なる事実確認を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を行った職員が園に立ち入ることができないようドアチェーンをつけるとともに、ドアロックの交換も手配し、警察の110番登録を行った。 ・園児の見守りを園長を中心に注意深く実施する。 ・園の全職員に調査を行った。
<p>(2)保護者との約束を順守していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園が保護者と交わした約束の「特定の職員が園に立ち入らないこと」が遵守されていないことの実事実確認を行うこと。 ・再発防止策を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が園に入ろうとした場合は、園長から園に入らないように促していた。 ・3月1日に当該職員の役職の解任、解雇、園への立入禁止を通知した。
<p>(3)保護者の要請に基づく保護者会の開催をしていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の保護者から求められていた保護者会を開催すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月8日に保護者会を開催した。 ・経緯、指導内容、再発防止策を説明、謝罪を行ったが、保護者の方々との信頼関係回復には至らなかった。
<p>(4)職員間のハラスメント事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の前でのICレコーダーの破壊、大きな声を出すなど、職場内でのハラスメントと考えられる行為の発生についての事実確認を行うこと。 ・再発防止策を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時に同席の職員3名について、2月に顧問社会保険労務士が、当日の状況、心理的な面の聞き取りを実施。 ・ハラスメントを行った職員が園に立ち入ることができないようドアチェーンをつけるとともに、ドアロックの交換も手配し、警察の110番登録を行った。 ・3月1日に当該職員の役職の解任、解雇、園への立入禁止を通知した。